

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市第2グループ老人いこいの家	評価対象年度	令和3年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ・代表者名 会長 浮岳 堯仁 ・住 所 川崎市中原区上小田中六丁目22番5号	評価者	高齢者在宅サービス課長
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2. 事業実績

利用実績	(1)利用者数 (2)入浴者数 (3)教養の向上に関する事業 (4)レクリエーション等に関する事業	40,738人 (個人15,934人、団体24,804人) 2,131人 (421回) 2,184人 (223回) 3,062人 (6回)
収支実績	○収入 (内訳) 指定管理料 事業収入 ●支出 (内訳) 人件費 事務費 事業費 ◎収支差引額	39,629,679円 39,581,269円 48,410円 38,174,599円 29,027,458円 6,826,189円 2,320,952円 1,455,080円
サービス向上の取組	新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、高齢者の介護予防に資する取組を実施するほか、利用者満足度調査や意見箱の設置等を通じて利用者ニーズを把握しつつ、地域包括支援センター等との連携を密にすることで、各施設をとりまく地域の状況を把握しながら、地域福祉活動拠点としての施設運営に努めている。また、新規利用者の確保のための広報活動を行いつつ、こども文化センターやわくわくプラザとの交流を図るなど、多世代交流事業に取り組むことで、地域の福祉拠点としての役割を果たしている。	

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
適正な業務実施	心身へのきめ細やかな配慮	高齢者の心身への配慮について適正かつきめ細やかだったか。	5	3	3
	地域交流の推進	地域に根ざした施設として、地域交流は積極的に実施し、推進しているか。	5	3	3
	介護予防のための取組の充実	介護予防に資する取組が前指定管理期間よりも充実しているか。	5	3	3
	施設の利用促進	新たな利用者の確保策など、施設の利用促進に資する取組を実施したか。	5	3	3
	適切な臨機への対応	通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際に、適切に対応し事業を実施しているか。	4	4	3.2
	生活相談の積極的な取組	生活相談の取組を積極的に実施したか。	4	3	2.4
	(評価の理由) ・心身へのきめ細やかな配慮について、受付時に健康状態などを観察し、声掛けを行うとともに、1か月以上来館がない利用者については、各関係機関と連携して安否確認を行うなど、高齢者の心身に配慮した取組を行っている。また、緊急対応マニュアル等は適時、改訂を行い、都度、管理人に周知することで、改善を図っている。 ・地域交流の推進について、新型コロナウイルス感染症の影響により、こども文化センターとの交流事業などの中止があったが、代替として、感染症対策に留意しつつ、こども文化センターやわくわくプラザ、近隣保育園や小学校児童の作品展を実施するなど、コロナ渦での工夫がみられる。また、感染防止対策を徹底しつつ、交流事業を推進するため、実施手法や工夫点等を検討しており、次年度の改善に努めている。 ・介護予防のための取組の充実について、生きがいつくりや体操などの文科系・運動系の教養講座の開催や地域活動の支援のほか、新たに川崎病院の理学療法士による介護予防講座を開催するなど、自助・互助意識の醸成等、介護予防に資する取組みがなされている。 ・施設の利用促進については、子育てサロンや一人暮らし高齢者会食会などで、これまで利用したことのない地域の高齢者等に施設の周知を図るほか、作品展を開催し、高齢者だけでなく様々な方が来館できるような取組を行っている。また、貸室が空いている時にはボランティアグループ等が施設を利用できるよう、広報紙やホームページでの周知を予定するなど、次年度以降の施設利用促進に取組んでいる。 ・通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際の対応としては、新型コロナウイルス感染症の対策としての十分な換気や毎日の消毒作業のほか、利用者への注意喚起を徹底するなど、感染症対策を講じつつ、工夫しながら、地域交流事業を含む行事等を実施しており、クラスターも発生していない。 ・生活相談の積極的な取組について、寄せられた相談や把握した問題は、相談記録に残し、管理人と職員間で適宜情報共有を行い、各関係機関と円滑に連携がなされている。また、関係機関等への個人情報提供時の同意の取り方を検討するなど、次年度の事業改善に努めている。				

収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか。また、経費削減の取組がなされているか。また、経費削減のために利用者の利便低下や安全・安心の阻害となっていないか。	5	3	3
	適切な会計処理	適正な会計処理が為されているか。	5	3	3
(評価の理由) ・支出については、概ね計画に基づく事業実施が行われ、指定管理料の範囲内において執行されている。 ・適切な会計処理については、帳簿等の関係資料を整備するとともに、他の経理と区分し、適正な処理に努めている。					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供及びサービスの効果	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか。また、その効果が表れているか。特に、利用者が増加した場合の要因も確認すること。	10	3	6
	業務改善によるサービス向上	業務改善のための指針があるか。業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか。また、具体的な効果が表れたか。	10	3	6
	効率的・効果的な運営	グルーピングによる施設の一体管理が効率的・効果的に行われているか。	4	3	2.4
	利用者ニーズの把握及び事業への反映	利用者ニーズの把握に努めたか。また、利用者ニーズを事業や管理に反映させる取組が為されているか。さらに、独自性が見られるか。	5	3	3
	利用者意見への積極的な対応	利用者からの苦情や意見の受付体制が整備されているか。また、苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか。	5	3	3
(評価の理由) ・適切なサービス提供については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が一部中止もしくは縮小したものの、高齢者の介護予防に資する講座の開催や生活相談に取組んでおり、概ね仕様書に基づく運営がなされており、適切にサービスが提供されている。 ・業務改善によるサービスの向上について、セルフモニタリングによる自己評価を実施するほか、施設運営の課題や利用者の意見について、区社会福祉協議会、管理人、利用者での協議の場を設け、検討し、実現可能なものについては速やかに実行するよう努めており、必要に応じて、運営委員会、市社会福祉協議会、所管課等と連携しつつ、業務改善によるサービスの向上に努めている。 ・効率的・効果的な運営については、管理人同士の情報共有を図るため、連絡ノートなどを活用し、グルーピングの特性を活かした効果的な運営に取り組んでいる。 ・利用者ニーズの把握について、管理人が利用者から日常的に聞き取りを行っているほか、利用者満足度調査の実施、館内の意見箱の設置により、利用者ニーズを的確に把握できる体制を整えている。 ・利用者意見への対応については、運営委員会等の関係者との情報共有を図りつつ、必要に応じて苦情解決実施要綱に基づき第三者委員から聞き取りを行うなど、苦情解決体制を構築しており、設備をより利用しやすいよう配慮するなど、利用者意見を反映した施設運営に努めている。					
組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか。	4	3	2.4
	連絡・連携体制の充実	定期または随時の会議等によって職員間や所管課等との連絡・連携が十分に図られているか。	4	3	2.4
	担当者のさらなるスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等、スキルアップのための取組が充実しており、スタッフのスキルとして浸透しているか。また、その習得状況を確認するための取組があるか。	4	3	2.4
	安全・安心への取組	・事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)。 ・緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか。 ・事故発生時の対応について適切だったか、また、再発防止に取り組んだか。	4	3	2.4
	個人情報等の適切な管理及び法令遵守	・個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか。 ・業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。	4	3	2.4
(評価の理由) ・適正な人員配置について、管理人3名がローテーションで勤務を行い常設2名体制とし、円滑な施設運営を図るとともに、よりきめ細やかな利用者対応や相談業務ができるような配置とした。 ・連絡・連携体制の充実については、定期又は随時に会議等を行うことで、職員間や所管課と連携を密に取り合うことができ、特段問題も発生していない。 ・担当者のさらなるスキルアップについて、すべての管理人が市民救命士養生講習を受講し、AEDの使用方法を学ぶなど業務管理や安全管理の向上を図っている。また、市内全老人いこいの家の管理運営を社会福祉協議会が担うため、各区の事業担当者の合同会議や行政担当部署との会議を行い、いこいの家をよりよく活用するための意見交換により、さらなるスキルアップを図った。 ・安全・安心への取組については、管理人2人体制を生かし、館内巡回の頻度を多くすることで安全管理を行っている。また、各館に防火管理者、公衆浴場管理者の配置や緊急時対応マニュアルを設置する取組がなされている。また、入浴事業については、定期的に水質調査を実施し感染症予防を徹底するとともに、管理人が随時状況確認のための声掛け等を行うことにより、入浴事故を防いでいる。 ・個人情報の保護については、川崎市個人情報保護条例及び個人情報保護規定に基づく利用者への同意や施錠できるキャビネットでの保管など、適切な運用がなされており、就業規則による在職中、退職後の守秘義務についても徹底されている。また、業務日誌・点検記録・修繕履歴等の管理記録についても、適切に整備・保管されている。					

適正な施設管理	施設・設備の保守管理及び快適な利用環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切かつ速やかに実施しているか。 ・設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切かつ速やかに行われているか。 ・施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか。 ・施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか。 	4	3	2.4
	外構・植栽管理及び美観向上のための取組	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか。また、美観向上のための積極的な取組をしているか。	4	3	2.4
<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の保守管理については、利用者が快適に過ごせるように必要な備品や消耗品の補充を適切に行うとともに、有資格者のいこいの家業務担当が定期的に施設の点検を行っており、施設の安全性や快適性を向上させるための修繕を積極的に行っている。 ・利用者が快適に施設を利用することができるよう、管理人がこまめに清掃を行い、施設的美観、清潔な環境を維持している。入浴事業に関して定期的に水質検査を行うなど衛生環境に配慮している。 ・植栽管理については、節電対策及び地球温暖化対策を目的とした「緑のカーテン大作戦」としてゴーヤを植えるとともに、水やり、追肥、枝の誘引等について、適切に管理が行われた。 					

4. 総合評価

評価点合計	60.8	評価ランク	C
-------	------	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から利用者数の制限等は継続しているが、市内の感染状況を踏まえた感染症対策を講じつつ、健康増進に関する講座等の各種事業を実施しており、介護予防の取組や入浴事業、生活相談の実施、利用者への積極的な声掛けによる心身への配慮等のほか、近隣保育園や小学校児童の作品展覧会を実施することで多世代交流に取り組んでいる。コロナ渦においても、様々な対策や工夫をすることで、クラスターを起こさずに、いこいの家の目的である高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能を果たすことができおり、総合評価の結果から、適正であると認められる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

市内全区でいこいの家を管理運営しているスケールメリットを活かし、事業運営の実績やノウハウの全所的な共有、市・各区社会福祉協議会や他都市の社会福祉協議会との情報交換等を通じた企画力・調整力を発揮し、地域の介護予防拠点としての機能の充実、多くの地域住民が利用したくなるようなより魅力ある施設運営のための施策を推進すること。なお、事業執行に際しては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、区をまたいだ情報共有の実施等、川崎市社会福祉協議会に法人統合された強みを活かし、対応すること。また、地域包括ケアシステムの構築の中で、地域に根ざした施設として、近隣施設や合築施設等と連携しながら地域交流の推進を図るとともに、より効果的・効率的な施設運営を行うこと。